

新型コロナウイルス感染症による影響に係る水道事業経営への支援について



○ 新型コロナウイルス感染症の影響による社会経済活動の停滞に伴う水道料金収入の減少などにより、事業運営のための十分な財源を確保できない状況が続いている

新型コロナウイルス感染症の影響による 水道料金の支払い猶予等措置の実施状況（厚生労働省調査）

・調査実施概要（第16回調査）
調査実施期間：令和4年12月12日～12月28日（回答基準日：12月15日）
回答：1,263事業者

水道料金の支払い猶予の実施状況

実施中	今後実施予定	実施済み等	実施予定なし	合計
876事業者 (69.4%)	4事業者 (0.3%)	221事業者 (17.5%)	162事業者 (12.8%)	1,263事業者

※猶予金額 約55億1200万円

水道料金の減免の実施状況

実施中	今後実施予定	実施済み等	合計
219事業者 (17.4%)	29事業者 (2.3%)	363事業者 (28.7%)	611事業者 (48.4%)

※減免金額 約970億9,800万円

約5割の事業者が
減免を実施または実施予定

水道料金減免に係る費用を負担する会計区分

一般会計	公営企業会計	一般会計及び 公営企業会計	検討中	合計 (減免実施中と 実施済み)
408事業者 (70.1%)	73事業者 (12.5%)	97事業者 (16.7%)	4事業者 (0.7%)	582事業者

減免に係る費用の全額を一般会計
が負担する事業者は約7割程度

約3割の事業者において
公営企業会計での負担が生じている

今般の社会経済活動の停滞等に伴う水道料金収入の減少は、水道事業者の責によらない災禍であり、経営努力の範疇を超えている！



新型コロナウイルス感染症の影響により減少した水道料金収入に対し、
必要な財政措置の拡充を図ること。